

○基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）の一部を変更する告示案新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変 更 後	変 更 前
<p>第 1 総 則</p> <p>1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに基幹放送普及計画の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>(1) 「周波数等」とは、周波数、その周波数に係る電波の送信場所及び空中線電力をいう。</p> <p>(2) 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局をいう。</p> <p>(3) 「中継局」とは、親局以外の基幹放送局をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。6(4)及び(5)並びに14(3)において同じ。))を行う基幹放送局（SHF帯の周波数を使用するものを除く。）による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。<u>ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。</u>ただし、テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第6に定めるとおりとする。</p> <p>5 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う基幹放送局による53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は、テレビジョン放送以外の用途で使用する周波数を確保するため、平成24年7月24日までに限る。<u>ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、平成25年3月31日まで使用することができる。</u></p> <p>6～12 (略)</p> <p>13 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的な取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) テレビジョン放送を行う基幹放送局による1チャンネルから12チャンネルまでの周波数の使用は平成23年7月24日まで、53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は平成24年7月24日までに限る。<u>ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域における1チャンネルから12チャンネルまでの周波数は平成24年3月31日まで、岩手県及び宮城県の区域における53チャンネルから62チャンネルまでの周波数は平成25年3月31日まで使用することができる。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>第 1 総 則</p> <p>1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに基幹放送普及計画の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>(1) 「周波数等」とは、周波数、その周波数に係る電波の送信場所及び空中線電力をいう。</p> <p>(2) 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局をいう。</p> <p>(3) 「中継局」とは、親局以外の基幹放送局をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。6(4)及び(5)並びに14(3)において同じ。))を行う基幹放送局（SHF帯の周波数を使用するものを除く。）による周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))に使用する周波数を確保するために周波数又は空中線電力の変更をする必要のあるものの変更前の周波数の使用期限は、第6に定めるとおりとする。</p> <p>5 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。))を行う基幹放送局による53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は、テレビジョン放送以外の用途で使用する周波数を確保するため、平成24年7月24日までに限る。</p> <p>6～12 (略)</p> <p>13 以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的な取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) テレビジョン放送を行う基幹放送局による1チャンネルから12チャンネルまでの周波数の使用は平成23年7月24日まで、53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の使用は平成24年7月24日までに限る。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

変更後

変更前

第2～第4（略）

第2～第4（略）

第5 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

第5 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 日本放送協会の放送

1 日本放送協会の放送

- (1) (略)
- (2) 総合放送（県域放送）  
（表略）  
（注1）・（注2）（略）

- (1) (略)
- (2) 総合放送（県域放送）  
（表略）  
（注1）・（注2）（略）

（注3） これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。

（注3） これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。

（注4）（略）

（注4）（略）

(3) 教育放送

(3) 教育放送

放送対象区域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)	備考
全 国	親 局			
	東 京	3	50	
	中 継 局			
	(略)	(略)	(略)	
	(岩 手)	8	3	
	盛 岡	8-	0.1	
	宮 古	2-	0.03	
	一 関	12	0.3	
	釜 石	12-	0.3	
	二 戸	11-	0.1	
	岩 泉			
	(宮 城)	5-	10	
	仙 台	10+	0.1	
気 仙 沼	2+	0.1		
栗 駒				
(略)	(略)	(略)		

放送対象区域	送信場所	周波数 (チャンネル番号)	空中線電力(kW)	備考
全 国	親 局			
	東 京	3	50	
	中 継 局			
	(略)	(略)	(略)	
	(岩 手)	8	3	
	盛 岡	8-	0.1	
	宮 古	2-	0.03	
	一 関	12	0.3	
	釜 石	12-	0.3	
	二 戸	11-	0.1	
	岩 泉			
	(宮 城)	5-	10	
	仙 台	10+	0.1	
気 仙 沼	2+	0.1		
栗 駒				
(略)	(略)	(略)		

変更後

(福島)			
福島	2-	3	
会津若松	3+	1	
いわき	10-	0.1	
白河	58	0.1	
原町	4+	0.1	
田島	5+	0.03	
(略)	(略)	(略)	

(注1)・(注2) (略)

(注3) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。この場合において、平成23年7月25日以降は、本表にかかわらず、仙台の中継局を親局とする。

(注4) (略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

(2) 総合放送(県域放送)  
(表略)

(注1)～(注7) (略)

(注8) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年3月31日まで使用することができる。

(注9)・(注10) (略)

変更前

(福島)			
福島	2-	3	
会津若松	3+	1	
いわき	10-	0.1	
白河	58	0.1	
原町	4+	0.1	
田島	5+	0.03	
(略)	(略)	(略)	

(注1)・(注2) (略)

(注3) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。

(注4) (略)

2 (略)

3 基幹放送事業者の放送

(1) (略)

(2) 総合放送(県域放送)  
(表略)

(注1)～(注7) (略)

(注8) これらの周波数の使用は、平成23年7月24日までに限る。

(注9)・(注10) (略)

変更後	変更前
<p>第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等</p> <p>1 日本放送協会の放送</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合放送（県域放送） （表略） （注1）（略） （注2） 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を示す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田を送信場所とする親局並びに五條、新宮及び西ノ島を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。<u>ただし、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数(チャンネル番号)は平成25年3月31日まで使用することができるものとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成24年4月1日からとする。</u></p> <p>(3) 教育放送 （表略） （注1）（略） （注2） 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を示す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田、銚子、新島、小田原、五條、新宮、西ノ島及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。<u>ただし、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数(チャンネル番号)は平成25年3月31日まで使用することができるものとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成24年4月1日からとする。</u></p>	<p>第6 テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。））を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等</p> <p>1 日本放送協会の放送</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合放送（県域放送） （表略） （注1）（略） （注2） 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を示す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田を送信場所とする親局並びに五條、新宮及び西ノ島を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。</p> <p>(3) 教育放送 （表略） （注1）（略） （注2） 周波数（チャンネル番号）の欄中、上下2段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を示す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）（秋田、銚子、新島、小田原、五條、新宮、西ノ島及び諫早を送信場所とする中継局に係るものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>2 (略)</p> <p>3 基幹放送事業者の放送</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合放送(県域放送) (表略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を示す。この場合において、上段の周波数(チャンネル番号)(上段に※が付されているものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。</p> <p>(注3)～(注7) (略)</p> <p>第7～第9 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 基幹放送事業者の放送</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合放送(県域放送) (表略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 周波数(チャンネル番号)の欄中、上下2段に周波数(チャンネル番号)の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数(チャンネル番号)を、下段は変更する周波数(チャンネル番号)を示す。この場合において、上段の周波数(チャンネル番号)(上段に※が付されているものを除く。)の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数(チャンネル番号)の使用は平成23年7月25日からとする。</p> <p>(注3)～(注7) (略)</p> <p>第7～第9 (略)</p>